

## 会計年度任用職員(生活困窮者自立支援相談員)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

### ■業務概要

職種	生活困窮者自立支援相談員（多言語対応）
業務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に困窮している方を対象とした相談支援業務（相談受付、相談記録・支援プランの作成、訪問・同行支援、関係機関との連携支援）</li><li>・生活保護申請希望者への面談（生活保護申請にかかる制度の説明、生活状況の聞き取り、相談記録の作成）</li></ul>
必要資格や経験等	<ul style="list-style-type: none"><li>・普通自動車運転免許（A T可）</li><li>・パソコン等（ワード、エクセルほか）の基本操作ができる方</li><li>・ポルトガル語の通訳及び翻訳ができる方（スペイン語も可能であればなお良い）</li><li>・業務遂行に必要な日本語能力があること (相談業務の経験があればなお良い。)</li></ul>
賃金/報酬	月額 266,100円（給与改定等による金額変更の可能性あり）
手当	通勤手当、地域手当、期末手当、6月以上勤務の場合退職手当 など
支払日	当月分を21日支払い
勤務場所	甲賀市役所 生活支援課
雇用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 (勤務評価等により、再度任用する場合があります。(最大2回まで))
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩60分）
勤務日	毎週月曜日～金曜日の週5日
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日、年末年始
年次有給休暇	20日（雇用時から）
保険など	社会保険加入：有（健康保険は共済） 雇用保険加入：有
災害補償	公務災害

### ■選考など

募集期間	令和8年1月13日（火）～令和8年1月26日（月） 受付は、土日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
募集人数	1人
面接	令和8年1月29日（木） 甲賀市役所 1階 相談室1～6 (時間等は申込時に連絡します)
申し込み方法 (どちらか)	<ul style="list-style-type: none"><li>・甲賀公共職業安定所から申し込み</li><li>・甲賀市役所生活支援課（電話69-2158）の窓口または電話で申し込み</li></ul>

## ■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間で、勤務時間が重なる求人には重複して申込できません。  
(重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。)
- ・ フルタイム勤務（週38時間45分勤務）の場合は、許可なく兼業することはできません。（兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること）

## ■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。（地方公務員法第16条関係）

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者